

「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正関係）」の概要

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、平成22年1月1日より船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門を労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）へ統合することとされたことから、所要の整備を行うものである。

2 改正の概要

（1）現状

- 労働者災害補償保険法は、労働者を使用するすべての事業に強制的に適用されるが、個人経営の農林水産業の事業の一部でその使用する労働者数が5人未満であるものについては、暫定的に任意適用事業とされている。
- 一方、船員保険においては、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者は強制適用とされ、船員保険と労災保険で適用対象の範囲が異なる取扱いとなっている。
- この点については、「報告書（船員保険制度の見直しについて）」（船員保険事業運営懇談会（平成18年12月21日））において、これまで船員保険において強制適用の対象とされてきた船員に関し、労災保険への統合後に適用されなくなる者が生ずることを避けるため、5人未満の船員を雇用する船舶所有者の漁船に乗り組む船員に係る事業については、強制適用の対象とすべきであるとされている。

（2）対応

労災保険の暫定任意適用事業の範囲から、現行船員保険の対象となっている「船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業」を除くこととする。

3 施行期日

平成22年1月1日